

# 『年金生活者支援給付金 不該当通知書』

(表面)

料金後納  
郵便

親展



## 「年金生活者支援給付金」 についての大切なお知らせ

差出人  **日本年金機構** 〒168-8505  
東京都杉並区高井戸西  
Japan Pension Service 三丁目5番24号

### 開封前にあて名をご確認ください。

他人あての郵便物が届いた場合は、お手数ですが、開封せずに郵便物の表面に「誤配達」と記入して、郵便ポストに投函してください。

② ①  
ご案内は内側にあります。矢印の方向へゆっくりと開いてください。  
(水にぬれている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

## 年金生活者支援給付金 不該当通知書

受給されている年金生活者支援給付金について、下記の理由により不該当となりましたので、お知らせします。

基礎年金番号	
氏名	
給付金の種類	年金生活者支援給付金
不該当年月日	年 月 日
不該当理由	

法:「年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)」の略

令和7年12月5日

(右面もお読みください。)

厚生労働大臣 印

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決以下同じ。)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

## 年金生活者支援給付金のお支払いについて

- 左欄の「不該当理由」により、令和7年10月分(12月支払)以降の年金生活者支援給付金は支給されません。年金生活者支援給付金の支給対象期間については、裏面の①をご参照ください。
- さかのぼって不該当となり、過払いが発生した場合は、返納をお願いすることとなります。詳細については、振込通知書または納入告知書により別途お知らせします。
- 裏面の②または③に該当し、年金生活者支援給付金を受け取るためには、あらためて請求書のご提出が必要です。この場合、年金生活者支援給付金のお支払いは、請求した月の翌月分からとなりますので、お早めの手続きをお願いします。

# 『年金生活者支援給付金 不該当通知書』

(裏面)

## 年金生活者支援給付金に関するお問い合わせ

### 《相談チャットなどのお問い合わせ》

○日本年金機構ホームページでは、よくあるお問い合わせに自動でお答えする「年金生活者支援給付金相談チャット」を開設しています。(24時間対応)

相談チャット

<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chat/bot.html>

○年金生活者支援給付金に関するお知らせや各種手続きなどについて、日本年金機構ホームページでもご案内しています。

ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/shienkyufukin-sougou.html>

### 《電話でのお問い合わせ(給付金専用ダイヤル)》



0570-05-4092

全国一律の通話料金でご利用いただけます。  
通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話からおかけになる場合(東京) 03-5539-2216

受付時間

月曜日<sup>※1</sup> 8:30~19:00  
火~金曜日 8:30~17:15  
第2土曜日<sup>※2</sup> 9:30~16:00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。

※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29~1/3はご利用いただけません。

お問い合わせの際は、基礎年金番号またはマイナンバーがわかるものをご用意ください。  
<おかけ間違いにご注意ください>

○「0570」の最初の「0」は省略しないでください。

○「0570」の前に市外局番をつけないでください。

※ 月曜日など休日明け、お手元に通知書などが届いた直後から5日間程度は電話が非常に混雑します。

### 「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください

日本年金機構の職員が、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号などをお聞きすることはありません。  
また、手数料などの金銭を求めることもありません。

不審な電話などがあった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

2512 1018 003

## ①年金生活者支援給付金の支給対象期間

- 年金生活者支援給付金は、1年ごとに前年の所得等に基づき継続支給の判定が行われます。
- 今回の支給判定の結果は、令和8年9月分(10月支払)まで反映されます。このため、以下の②・③のような場合を除き、令和8年9月分(10月支払)までは年金生活者支援給付金をお受け取りいただけません。
- 令和7年の所得が減少したこと等により、令和8年10月分(12月支払)から年金生活者支援給付金をお受け取りいただけるようになった方に対しては、請求可能な旨のお知らせを令和8年9月ごろに送付する予定です。

## ②所得等の要件により不該当となった皆さまへ

所得等の要件により不該当となった方でも、その後、所得額の更正や世帯構成の変更等があったことにより支給要件に該当するようになった場合は、あらためて請求書をご提出いただくことで年金生活者支援給付金を受け取ることができます。

### 【所得等の要件と基準額】

○老齢(65歳以上):前年の年金収入金額とその他の所得の合計が下表の所得基準額以下で、世帯全員が非課税

対象期間 (不該当年月日)	令和5年9月1日から 令和6年8月31日まで	令和6年9月1日から 令和7年8月31日まで		令和7年9月1日から 令和8年8月31日まで	
		昭和31年4月1日以前生まれの方	昭和31年4月2日以後生まれの方	昭和31年4月1日以前生まれの方	昭和31年4月2日以後生まれの方
所得基準額	878,900円	887,700円	889,300円	906,700円	909,000円

○障害/遺族:前年の所得が「4,794,000円+扶養親族の数×38万円※」以下

※ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、  
特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

## ③年金の支給停止等により不該当となった皆さまへ

年金が全額支給停止となったこと等により不該当となった方でも、次のいずれかに該当した場合は、あらためて請求書をご提出いただくことで年金生活者支援給付金を受け取ることができます。

- ・支給停止となっていた基礎年金の支給が再開した場合
  - ・支給要件となる基礎年金を受給することとなった場合
  - ・障害基礎年金の等級が2級以上に該当した場合
- ※ 所得等の要件により、年金生活者支援給付金を受給できない場合もあります。

○この通知書は、「年金」の不該当通知書ではありません。  
年金の支払いに影響する場合は、別途お知らせします。

※ 右のマークは音声コードです。  
このお知らせに関する内容を  
音声でご案内します。

